

注 文 書

- 1 契約番号 2025001091
- 2 件 名 中学校温風暖房機保守点検業務
- 3 場 所 大崎市古川二ノ構 7－5 4 外
- 4 期 間 契約日の翌日から
令和 8 年 3 月 1 9 日まで
- 5 別添書類 (1) 仕様書
(2) 参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市教育委員会教育総務課

中学校温風暖房機保守点検業務仕様書

1 業務箇所

別表のとおり

各施設の暖房機設置状況は、別紙のとおり

2 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月19日まで

3 目的

市内の中学校に設置されたFF式温風暖房機について、正常に作動し安全な運転ができるよう点検を行い、人命並びに財産の保護に万全を期すことを目的とする。

4 業務内容

(1) FF式石油温風暖房機整備・点検

ア 暖房機本体の点検整備・清掃（軽微な部品交換及び消耗品の交換が必要な場合は点検時に交換する。交換の費用は別途見積もりとする。）

イ 油配管の点検（ゴム製送油管の交換が必要な場合は点検時に交換する。交換の費用は別途見積もりとする。）

ウ 油タンクの点検（地下タンクは除く）

エ 燃焼試験

(2) その他

ア 点検は冬期始業前に1回行うこと。

イ 点検の結果、部品の交換が必要となった場合は別途見積もりとする。また、修理不能の場合は速やかに連絡すること。

ウ 点検済みのFF式石油温風暖房機が始業時に不具合あるときは、無償により速やかに再度整備・点検すること。（暖房機毎に対応すること。）

また、学校係員から機器操作について連絡があれば無償により対応すること。

エ 業務完了後、報告書を提出のこと。

5 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、

排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

(別表)

所 在 地	学 校 名	備 考
大崎市古川二ノ構 7－5 4	古川中学校	
大崎市古川旭四丁目 5－1	古川東中学校	
大崎市古川荒谷字権現山 5	古川北中学校	
大崎市松山千石字新広岡台 1 5 0	松山中学校	
大崎市三本木字鹿野沢 7 8－2	三本木中学校	
大崎市鹿島台平渡字狸沢 5 0	鹿島台中学校	
大崎市田尻沼部字早稲田 1 5	田尻中学校	
大崎市古川渋井字全壮 1 9 1	古川西小中学校	

参考明細書

中学校温風暖房機保守点検業務

大崎市教育委員会教育総務課

内 訳 書

[illegible]